

東日本大震災復興構想会議検討部会運営要領（案）

（設置目的）

第1条 東日本大震災の被災地域の復興に向けた指針策定のための復興構想について、東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）に対し、専門的事項について意見を述べるため、会議に東日本大震災復興構想会議検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置する。

（検討部会の構成等）

第2条 検討部会の委員（以下「専門委員」という。）は、内閣総理大臣が参集する有識者等により構成する。

2 会議の議長は、専門委員の中から、検討部会の部会長を指名する。なお、議長の指名により、部会長を補佐する部会長代理を置くことができる。

（検討部会の議事）

第3条 検討部会は、部会長及び3人以上の専門委員の出席がなければ、開催することができない。

2 専門委員は、部会長の了解を得て、代理の者を出席させることができる。

3 議事は、原則として出席専門委員全員の一致により決するものとする。ただし、出席専門委員全員の一致が見られない場合にあっては、部会長の裁断により、出席専門委員の過半数によって決することができる。

（検討部会の公開等）

第4条 検討部会は、原則として非公開とする。

2 検討部会の配布資料、議事要旨等は、原則として公表する。

（庶務）

第5条 検討部会の庶務は、内閣官房において処理する。

（雑則）

第6条 この運営要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。